

第 5022 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 7月10日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 消費税率改正前後の注意点

Q：消費税率が4月から変わりましたが、3月末を挟んでした取引について、何か注意するところがありますか？

A：次のような点に注意してください。

【解説】

改正前後に行った取引については、次のような点に注意してください。

① 売上に係る対価の返還等を行った場合

平成26年3月31日以前に行った資産の譲渡等について、平成26年4月1日以後に対価の返還等があった場合は、旧税率により処理を行うこととなります。ただし、返品処理を1月単位で行うこととしており、4月に返品を受けたものは3月に販売したものに对应するものというように継続して処理しているときは、これに基づいて処理することが認められます。

② 貸倒れが生じた場合

平成26年3月31日以前に行った資産の譲渡等に係る売掛金について、平成26年4月1日以後に貸倒れになった場合は、旧税率により処理を行うこととなります。

③ 値増金があった場合

請負工事にかかる工事代金が、資材等の値上がりのため一定の値増金を収受した場合は、その値増金が契約において定められているときはその建設工事等の引渡しの日属する課税期間に算入し、相手方との協議により確定する値増金については、その収入すべき金額が確定した日属する課税期間の課税標準額に算入することとなっています。

